

更新日 平成27年10月23日

平成27年10月日置市教育委員会定例会の結果について

1	日時	平成27年10月20日（火） 午後2時30分から午後4時30分まで
2	場所	日置市中央公民館 研修室2・3
3	議題及び審議会の結果概要	<p>1 平成27年度日置市一般会計補正予算（第6号）の市長への意見具申について</p> <p>2 伊作小学校校舎建築工事請負契約締結の市長への意見具申について</p> <p>1及び2について、原案のとおり承認された。</p> <p>3 日置市立学校給食センター管理運営規則の一部改正について</p> <p>4 日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について</p> <p>5 日置市立学校管理規則の一部改正について</p> <p>6 日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の一部改正について</p> <p>7 日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の廃止について</p> <p>8 日置市日吉地域小学校再編準備委員会設置要綱の制定について</p> <p>9 日置市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正について</p> <p>10 日置市教職員住宅管理規程の一部改正について</p> <p>11 日置市社会教育に関する表彰について</p> <p>3から11について、原案のとおり可決された。</p>

4	出席委員	内村友治、比良信幸、折田智子、中島辰矢、田代宗夫
5	公開・非公開の別	公開
6	傍聴者数	0人
7	問合せ先	日置市教育委員会教育総務課 電話248-9426（直通）

平成 27 年度 日置市教育委員会定例会（10 月）議事録

○日時：平成 27 年 10 月 20 日（火）14 時 30 分～16 時 30 分

○場所：日置市中央公民館 研修室 2、3（3 階）

○出席者

委員：田代教育長、内村委員長、折田委員、比良委員、中島委員

事務局：宇田（事務局長）、松田（教育総務課長）、平地（社会教育課長）、
豊永（学校教育課長）、福山（東市来支所教育振興課長）、丸田（日
吉支所教育振興課長）、秋葉（吹上支所教育振興課長）、横枕（教
育総務課長補佐）、馬場（教育総務係長）

1 開会

内村委員長：それでは、定例教育委員会を始めたいと思います。

2 前回議事録の承認

内村委員長：前回の議事録の承認に入りますが、11 ページの地下を地上に修
正をお願いします。

福山課長：それから、その下の 20 年の部分を 39 年に修正をお願いします。

内村委員長：他にございませんでしょうか。

（特になし）

内村委員長：それでは、前回の議事録は承認することといたします。

3 委員及び教育長の報告

内村委員長：続きまして、委員及び教育長の報告ということで、比良委員から
お願いします。

比良委員：9 月 21 日（月）に伊集院北小学校の運動会に行きました。

朝から小雨が降っていましたが、生徒をテントに入れて、濡れな
いように気を付けながら行われていました。

10 月 14 日（木）の陸上記録会は、天候にも恵まれ、競技内容も
充実し、新記録も出ました。先生方は午前中審判をしていて、ほと

んど給水されずに行っていたのではないかと少し心配になりました。

住吉小学校の学校訪問では、特色を生かして非常に充実していたと思います。

10月10日（土）、11日（日）に関ヶ原町に親善使節団としていきました。

関ヶ原町は、行事を一週間早めて「関ヶ原の合戦祭り」を行うということで、市長のあいさつがございました。私たちは参加をして、町長との交流や、関ヶ原町の鉄砲隊との交流もありました。

今年から日置市も鉄砲隊が始まるということです。その後には、関ヶ原の歴史民俗資料館や史跡を見学させていただきました。

関ヶ原町は8,000人ほどの人口ということですが、日置市をととても大事にしておりました。

この関ヶ原合戦祭りは、その中心である小学校の生徒が、紙鎧を作っていました。立派な紙鎧や兜ができて、とても参考になったと思います。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。折田委員お願いします。

折田委員：9月27日（日）は、吹上地域も、和田小、花田小、永吉小の運動会がありました。吹上の方は雨も降らず、競技の間はよい天気恵まれて、どの学校も校区や地域と一緒にあった運動会でした。

10月11日（日）は吹上地域の運動会がありました。これも良い天気恵まれて、たくさんの地域住民の方が参加をされました。

子どもたちのプログラムが1番、2番と続きまして、保育園生、小学生と続きましたので、子どもたちに連れられた親も一緒に参加をして、開会式から非常ににぎやかな運動会だったと思います。

10月12日（月）は、妙音十二楽総会及び大祭がございました。

祭日と重なり、車を停めるところがいつもより少なく、人が多かったのではないかと思います。また、私自身の印象かもしれませんが、年々地域の方々にも浸透してきているのではないかと思います。

それから、昨日は住吉小の学校訪問でしたが、大変気持ちの良いものでした。知事賞を頂いたという校長先生がとても晴れやかに誇らしく学校の紹介をしているのが印象的でした。

それから、教育委員会と直接の関係はないかもしれませんが、10月1日（木）、2日（金）は介護保険推進サミットが日置市で開かれました。こういった全国規模の行事を、小さな日置市がこのように盛大に出来て、影響力の大きな方々のお話をうかがえたことは大変素晴らしいことであり、大成功だと思っております。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。中島委員をお願いします。

中島委員：10月4日（日）に、鶴丸小学校の運動会が、9月27日（火）、10月17日（水）に、東市来地域の運動会がありました。鶴丸小学校の運動会では、校庭が狭くなったようにも感じるころでした。

また、前回の台風の影響で大銀杏の木が折れてしまって寂しい思いもありました。

先日は住吉小の学校訪問に行きましたが、こういった良い環境の中で、子どもたちの色々な学習や挨拶などをみて、やはりこういった環境だからこそ、子どもたちがよく育つと感じたころでした。また、トイレがすごくきれいで、全員が綺麗に使っていたり掃除をしていたりなど、そういった部分での教育も行き届いていると感じたころでした。

それから、前回の定例会の時にお話がありました、伊作太鼓踊りの放送を見させていただきました。実際に見に行ったことはなかったのですが、600年の伝統がある踊りということで、踊り子になりたいという地域の方の意気込みや、年齢を超えた地域の方々の結束を感じるころでした。伊作太鼓踊りに限らず、各地域で行われている伝統的なものについては、積極的に参加をすることも大事であると思いました。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

私の方は、9月27日（日）は、日吉地域の運動会、日置幼稚園の運動会がありました。

午前中に雨が降ったのですが、PTAの方々がグラウンド整備などを行ってくださり、素晴らしい環境の中で開催することができました。

その中で、扇尾小学校は閉校記念運動会ということで、卒業生が県外から帰ってきて、地域の方もたくさん参加して、大いに盛り上がっていたと思います。

また、日置小以外の学校は、学校と地域の合同運動会ということで、地域の方々がたくさん参加されていて、地域の中で子どもたちが育っていくと感じたところでした。

10月10日（土）ですが、上市来中が男女共同参画の学習ということで全校生徒37名でしたが、「あなたメッセージ」を使った討論の仕方、対話についてを非常に丁寧に教えていて、子どもたちも素直に聞いておりました。

10月11日（日）に、日吉地域の町民大会がありました。今年度から、800メートルの女子の競技を申請いたしまして、中学生、高校生の女子の方々が参加されて、一生懸命頑張っておりましたので、これからの競技人口の拡大につながるのではないかと思いました。

また、10月14日（水）は陸上記録会で、新記録も出て、平成30年度の鹿児島国体では、現在5、6年生の子どもが高校生になりますので、日置から国体選手が出ればよいと思うところでした。

最後に、昨日の住吉小の学校訪問ですが、教育委員会から校長先生に電話がありました。校長先生は大変喜んでいたということで、10年間校長をやってきて、住吉に来て3年目で優秀賞、今回が知事賞ということで、継続は力なりであり、校長先生の熱意もあって、本人も非常に感無量のように喜んでおりました。私も気持ちが熱くなって、頑張るといことは大事であると感じました。以上です。田代教育長お願いします。

田代教育長：学校再編の件ですが、平成30年度に日吉小として再編をすることで決定いたしました。大変ありがとうございました。

それから、10月1日（木）に介護サミットが開催されました。内容的にも充実したものがあったと思います。

10月9日（金）は、全国地域安全運動出発式がございました。毎年この時期にあります。地域の安全を呼び掛けるものでございます。

10月10日(土)は、住吉で十五夜ということで綱引きが行われました。毎年、前日に手綱を取りに行って、昔ながらの手綱で行うということです。他の地域では聞いたことがありませんが、住吉はホタルの観察などもしているなど、そういった自然の中で体験させたいという思いが地域の方にも表れていて、子どもたちも昔ながらの十五夜を体験してくれたのではないかと感じます。

10月11日(日)に、山神の響炎がありましたが、青松太鼓が出演しないという類の無い形での実施でございました。地元の太鼓が出ずに少し寂しい感じがいたしました。

それから、10月14日(水)から16日(金)まで、沖縄で九州教育長協議会がありました。

特に、豊後高田市に、前文部大臣が土曜日に小学生及び中学生の講座についての説明でございました。ただ、色々な問題もありそうですが、学力及び成績が確実に伸びてきているという内容でした。この事業は、10数年前から実施してきている事業で、どこまでいくのかというところがございます。日置市においても同様の事業をしますと、塾との競合という課題もあり、そういったことが起こらない形での何か子どもたちに提供できればいいと感じました。

地域の運動会も参加させていただきました。それぞれ地域によって特色があり、様々な楽しみ方があるように感じました。

17日(土)は妙円寺詣り大行進で、子ども会を中心に600人ほど参加したということです。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

4 議事

報告第17号 平成27年度日置市一般会計補正予算(第6号)の市長への意見具申について

内村委員長：それでは、議事に入ります。

まず、報告第17号平成27年度日置市一般会計補正予算(第6号)の市長への意見具申について説明をお願いします。

松田課長：それでは、説明を申し上げます。

平成 27 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）について意見を求められ、臨時に代理し別紙のとおり回答したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第 24 条第 2 項の規定によりこれを報告するものであります。

この補正予算につきましては、追加補正といたしまして、台風 15 号に伴う災害復旧予算でございます。

12 ページから 13 ページをお開きください。

11 款の災害復旧費 4 項に、文教施設災害復旧費というのがございます。ここが教育委員会の予算になっております。

まず 1 目の方ですが、学校災害復旧費が 1,669 千円、体育施設災害復旧費が 2,061 千円、社会教育施設災害復旧費は 249 千円、教職員住宅施設災害復旧費は 334 千円、幼稚園災害復旧費が 28 千円ということで、教育委員会全体で 4,444 千円の補正を行ったところでございます。

この内訳については、17 ページ以降に詳細を説明しておりますが、施設維持修繕料等につきまして、地域ごとの小学校、中学校に分けての中身になっております。中身については別紙の資料をお付けしましたので、後もってご覧いただきたいと思っております。教育総務課関係は以上でございます。社会教育課説明をお願いします。

平地課長：補正額と総額については、教育総務課長の方からあったとおりでございます。18 ページになりますが、2 目の体育施設災害復旧費と、3 目の社会教育施設災害復旧費の内訳等について記載されておりますのでご覧いただければと思っております。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、松田課長と平地課長の方から補正予算の関係で説明がございました。

質問なのですが、19 ページにある市指定文化財倒木除去という部分の、市指定文化財敷地内倒木除去というのは、どういったことでしょうか。

福山課長：文化交流センターの目の前に島津の墓地があるのですが、そこが市の指定文化財になっておりまして、旧東市来町分の贈与で現在日置市の所有になっております。

そこに、根周りが3メートルの大きな松の木で、高さが30メートルで、二手に分かれて立ち上がっていたのですが、そのうちの一本が墓の上に倒れてしまいまして、その除去と、墓の修復費の費用が、文化財に関する分でございます。

内村委員長：ありがとうございました。

他ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第17号日置市一般会計補正予算(第6号)の市長への意見具申については、承認いたしました。

【報告第17号 承認】

報告第18号 伊作小学校校舎建築請負契約締結の市長への意見具申について

内村委員長：報告第18号伊作小学校校舎建築工事請負契約締結の市長への意見具申について説明をお願いします。

松田課長：報告第18号伊作小学校校舎建築工事請負契約締結の市長への意見具申についてでございます。

本日、午前中に臨時議会を開いていただきまして、その中で伊作小学校の建築工事(1工区、2工区)の仮契約となっておりましたが、それが本契約に変わりました。

まず1工区ですが、24ページをお開きください。

伊作小学校の校舎建築工事(1工区)請負契約を次のとおり締結するということで、公募型指名競争入札で、39,236千円の契約金額でございます。施工業者は重留建設でございます。

28ページになりますが、2工区の請負契約の締結についてということで、これも公募型指名競争入札で、41,904千円でございます。相手方は共同体となっておりまして、代表者が鹿児島市の前田組、構成員が東市来の松建となっております。この2件につきまして議決をいただきましたので契約となりました。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、松田課長の方から説明がございましたが、何かございませんでしょうか。

宇田局長：追加説明をいたします。

24 ページに、図面があると思いますが、その図面の説明をいたします。

上の方を見ていただきたいと思いますが、斜線が引いてある校舎の左側が1工区、右側が2工区ということで、工区分けがしてございます。

工事の接合部分などについては、工程会議等を行いながら、一緒に作り上げていきたいと思っております。

その裏が1階の平面図ということになっております。これについても下の部分に分かれていますというところです。

右の方が2階の平面図ということで、普通教室や特別支援教室が入っています。

次のページが、3階の平面図でございます。ここも普通教室等が入っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、屋根の部分なのですが、屋上の方になるということです。

次のページが、それぞれの角度から見た図面図を掲載しております。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

何か意見はございませんか。

比良委員：工事は同時になるのでしょうか。

宇田局長：工程会議を定期的に行きながら工程を合わせていきますので、支障はないと思っております。

内村委員長：26 ページの予定価格の108分の100というのはどういうことでしょうか。

宇田局長：消費税でございます。入札価格についても消費税抜きで入れますので、落札金額については、金額に消費税を付けて合計金額になりますことから、様式的な部分で掲載しております。

それから、7番目の前田・松建特定建設工事共同企業体が辞退という話が出ておりますが、1工区から先に行うのではなく、額の高い方から先に入札をして決定した場合、続けて2工区を取ることは

できないという形で、まず2工区の入札が始まって、そこで前田・松建が落札したので、1工区低い額の部分については2番目に入札を行い、その時点で資格が無くなったということで、辞退という形になっています。

なかなか施行と発注する方は、1工区で一気に出した方が面倒もせずに1つの業者が行えるのですが、やはり受注機会を与えていただきたいという思いもあって、2工区に分けました。本当は、3工区、4工区に分けたいのですが、技師が参ってしまうということになりますので、2工区となりました。

前回の定例会でも申し上げましたが、横浜の件で、30メートル、20メートルといった硬い岩盤があって、地質調査の結果、届いていなかったということで、伊作小はどうなのかという質問もありましたので、電磁波等で確認を行っていくと説明をいたしました。

内村委員長：他にございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第18号伊作小学校校舎建築請負契約締結の市長への意見具申については、承認いたしました。

【報告第18号 承認】

議案第16号 日置市学校給食センター管理運営規制の一部改正について

内村委員長：議案第16号日置市学校給食センター管理運営規制の一部改正について説明をお願いします。

松田課長：議案第16号は、日置市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正するものでございます。

説明に入る前に、議案第16号、17号、23号につきましては、平成28年3月で扇尾小を閉校することによりまして、そのことによる規則と要綱の改正となっております。

16号の方を説明いたします。35ページの表の部分ですが、左が改正後、右が現行となりますが、日置小のところで、附属幼稚園の附が今まではこざとへんが付いておりませんでしたので、付けて改正するものといいたします。

扇尾小学校の方は現行が入っておりますが、左の方は消してございます。

この規則の改正については平成 28 年の 4 月から施行でございます。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、説明がございましたが、何か質問はございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第 16 号日置市立学校給食センター管理運営規則の一部改正については、可決いたしました。

【議案第 16 号 可決】

議案第 17 号 日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

内村委員長：続きまして、議案第 17 号日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

松田課長：議案第 17 号は、日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

これも扇尾小の廃校に伴うものでございまして、先ほどと同様、左が改正後、右が現行でございます。

扇尾小学校を消しまして、日置小学校の通学区域の方に、柿の谷公民館及び扇尾公民館の区域と付け加えてございます。これによりまして、扇尾小学校区は日置小学校区に入ることとございます。

この規則も平成 28 年 4 月から施行する予定でございます。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

いま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

比良委員：扇尾小学校の子どもたちは、一時的に日置小学校に通って、再編された後、日吉小に通うということでしょうか。

松田課長：今おっしゃったとおりでございます。

内村委員長：他にないでしょうか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第 17 号日置市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正については、可決いたしました。

【議案第 17 号 可決】

議案第 18 号 日置市立学校管理規則の一部改正について

内村委員長：続きまして、議案第 18 号日置市立学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。

豊永課長：議案第 18 号は、日置市立学校管理規則の一部改正について一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由といたしましては、学校評価及び土曜授業の実施に伴い、規則の一部を改正したいので、日置市教育委員会の行政組織に関する規則第 10 条第 14 号の規定により提案するものでございます。

47 ページをご覧ください。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、学校関係者評価というものを新たに入れてございます。学校関係者というのは、各学校では、学校評価を、教職員、保護者、児童生徒によって行います。そして、各学校から上がっている評価を基に学校経営の状況を点検・評価する役割を果たします。従いまして、第 45 条の 3、日置市立幼稚園、小学校及び中学校に学校関係者評価委員会を実施する。45 条の 2、学校関係者評価委員会に対し、必要事項と内容は教育委員会が別途定めるものとするということでございます。

それから、土曜授業に関する部分ですが、授業日時数に関してでございます。

第 47 条をご覧くださいますと、各学年及び週当たりの授業日、時数並びに授業終始の時刻は校長が定めとなっておりますが、土曜授業に関しましては、設置者が土曜授業を行うか行わないか決めるものですので、校長が決めるものではありません。規則内にも、(第 56 条第 4 項に規定する土曜日に授業を行う場合を除く)と付記してございます。

続きまして、48 ページをご覧ください。

3 項の後に 4 項を入れてございます。

校長は、教育環境の充実を図るため、学校教育法施行規則第 61 条の規定により、教育委員会が必要と認める土曜日に授業を行うものとする明記してございます。

これは、19 市の課長会の中でもこうした学校管理規則をしっかりと改正して明記していた方が、今後を考えた時に重要だろうということ、改正に至っているところでございます。

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行いたします。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、説明がございましたが、質問はございませんか。

比良委員：学校評議員と学校関係者はどう違うのでしょうか。

豊永課長：学校評議員というのは、校長が学校経営の在り方について説明し、それに意見を求めるものでございます。例えば学習指導の在り方や、経営状況、保護者の連携などで変わってきます。

その委員の方々が学校の状況について点検・評価をして、学校経営の充実に資するということで取り組む内容でございます。

比良委員：学校評議員の方は、校長に対して意見を述べることができるということでしょうか。

豊永課長：そうです。

内村委員長：その点検・評価の内容については、教育委員会の方で指定をするのでしょうか。

豊永課長：各学校から学校評議員に基づいた学校関係者評価委員会の報告が上がってきます。それを見ますと、それぞれの立場の中から、各学校の保護者の評価、児童生徒の評価、教職員の評価を照らした時に、それぞれ見方が違っている部分があります。それを基に、学習指導の状況におきましても、児童の方は学習に対して意欲的であると評価していても、保護者の方はまだまだだったり、教職員から見ても十分でないとした場合に、評議員の方は学校関係者評価委員ですので、学校の状況を聞きながらどのような方向性に持っていけばよいだろうかという意見具申をする。という風に考えていただければよいと思います。

内村委員長：ありがとうございました。

他に質問ございませんか。

比良委員：例えば、学校経営などに関してはある程度規制があるのでしょうか。

豊永課長：今、比良委員がおっしゃられたのは、コミュニティスクールの話になってきますが、それとはまた別の話になります。

コミュニティスクールの場合は、学校運営協議会という会を作りまして、それについて承認を求めるのが、学校運営評議会になります。

この学校関係者評価の場合には、学校評議員の方が行いますので、評議員の方は学校経営に対する点検・評価をしていただき、学校経営をどうしたらいいかということで意見具申をするということです。よく巷では、教職員の人事に対して意見を言うといわれておりますが、その学校運営協議会とは意を異にするものでございます。ご理解いただけたらと思います。

田代教育長：学校関係者評価委員会と学校運営協議会との違いを教えてください。

豊永課長：学校評議員となったときには、先ほど申しましたように、学校の経営などに対して意見具申をするといったところになります。例えば地域にいらっしゃる方が多いですので、挨拶の状況などを学校が良いという評価を出した場合、地域の評議員の方々が、まだ不十分であるという声が聞かれたときに、話し合う場を持つ会が学校評議委員会になります。

学校関係者評価委員会になりますと、具体的な評価項目に基づいて行っていきます。例えば、学校内におきましても、教職員が評価をする場合もあります。それは、教職員の目線で見たい評価でございます。それに対して児童生徒が見たい評価、保護者が見たい評価とございます。その評価を合わせた物を提示しまして、それに対して、学校評議員の方々が、学校関係者評価委員となっていて、より詳しく学校の点検状況を見ていただいて、意見具申をしていただくのが学校関係者評価委員会でございます。

馬場係長：私の方から補足なのですが、文科省のガイドラインの中では、小さな市町でありますと、外部評価の方は委員がかぶってしまうとい

うことがあります。もしかぶった場合は、今まである外部評価委員を、今回設置する外部評価の委員として同じような設置をしてもかまわないということも謳ってありますので、立場的には一緒ではないかと思われま。後はその取り組みとしては、各市町村に委ねるということがございますので、立場的には同じような立場で学校を良くしていくということがございますので、詳細については内部の方で検討したいと思ひます。

同じメンバーの方が、午前中に外部評価委員会に参加して、昼から学校関係者評価委員会で同じような内容を評価するということは、考える部分もござひますので、そこは検討させていただきたいと思ひます。

また、先ほどの教育長のお話で、付け加えるのであれば、今回の外部評価については、学校教育基本法の施行規則の中で、行わなければならないこととござひます。学校評議員の場合は、行うことができる、という規定なので、どちらかといえばこちらの改正内容の方が義務的なものになりますので、こちらの評価の方がより強いものになっていくのではないかと考えております。

内村委員長：今、説明がござひましたが、他に質問はござひませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第 18 号日置市立学校管理規則の一部改正については、可決いたしました。

【議案第 18 号 可決】

議案第 19 号 日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の一部改正について

内村委員長：議案第 19 号日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の一部改正について説明をお願いします。

松田課長：議案第 19 号は、日置市日吉地域再編準備検討委員会設置要綱の一部を別紙のとおり改正するものでござひます。

提案理由といたしましては、日吉地域の小学校再編準備検討委員会より、議決要件の変更の要望を受けたことに伴ひ、要綱の一部を

改正したいので、日置市教育委員会の行政組織に関する規則第10条第14号の規定により提案するものでございます。

59ページをお開きください。

新旧対照表の右側ですが、現行としまして、第5条第3項の会議の議事は、出席委員の全会一致で決するところによるという部分を、再編の準備検討委員会の委員の方々から、全会一致というのは難しいので、3分の2に変えてほしいという要望があったので、9月28日の再編準備検討委員会の当日に改正をしたものでございます。

左の方で、第5条第3項は、会議の議事は、出席委員の3分の2で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ということで、当日改正を行って議事を進めたところでございます。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、説明がございましたが、何かご質問はありませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第19号日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の一部改正については、可決いたしました。

【議案第19号 可決】

議案第20号 日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の廃止について

内村委員長：続きまして、議案第20号日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の廃止について説明をお願いします。

松田課長：議案第20号は、日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱を別紙のとおり廃止するものでございます。

提案理由といたしましては、日吉地域小学校再編準備検討委員会の所期の目的を達成したことに伴いまして、要綱を廃止したいので、日置市教育委員会の行政組織に関する規則第10条第14号の規定により提案するものでございます。

ただいま、議案第19号で改正をいたしましたが、議案第20号では、再編準備検討委員会での所期の目的であります、再編の成立の

協議が整ったことから、要綱を廃止するものでございます。以上です。

内村委員長：今、説明がございましたが、何かご質問はございませんか。

比良委員：再編の準備は済んだということで、次の議題については、また改めて準備をするということですか。

松田課長：そうです。

比良委員：分かりました。

内村委員長：他にご質問はございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第 20 号日置市日吉地域小学校再編準備検討委員会設置要綱の廃止については、可決いたしました。

【議案第 20 号 可決】

議案第 21 号 日置市日吉地域小学校再編準備委員会設置要綱の制定について

内村委員長：続きまして、議案第 21 号日置市日吉地域小学校再編準備委員会設置要綱の制定について説明をお願いします。

松田課長：議案第 21 号は、日置市日吉地域小学校再編準備委員会設置要綱を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、日吉地域の小学校再編に係る具体的な事項を協議する為、要綱を制定したいので、日置市教育委員会の行政組織に関する規則第 10 条第 14 号の規定により提案するものでございます。

64 ページをお開きください。

先ほどの検討委員会の設置要綱を廃止して、この準備委員会の設置要綱を制定いたしますが、まず、第 1 条は設置の目的、第 2 条は所掌事項、第 3 条は組織、第 4 条は委員長及び副委員長の職務、第 5 条は会議、第 6 条は部会、第 7 条は庶務、第 8 条はその他ということ編成しております。

大きく変わりましたものは、改正がございました第 5 条の 3、会議の議事は、出席委員の 3 分の 2 で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。というところでございます。再編準備検討委

員会の方では、全会一致を会の中で3分の2に改正をいたしました
が、今回は再編が調っておりまして、所掌事項を決めていただけ
でございますので、過半数以上で決するという事で定めたもので
ございます。以上です。

内村委員長：ありがとうございます。

今、説明がございましたが、何かご質問はございませんか。

田代教育長：前回は全会一致ということでしたが、今回とどう違うので
しょうか。前回はなぜ全会一致ではないといけなかったのでしょうか。

松田課長：前回の要綱制定の時までは、総務課の法制係が担当事項として法
制で決めておりましたが、今年の4月から、要綱制定について法制
は関与しないということになりまして、こちらの権限で定めること
ができるようになったということでございます。

馬場係長：補足ですが、過半数に関しては、日置市内の例規を見ますと、
決議をする際にはほとんどの所が過半数で決するという事にな
っております。若しくは全会一致もありましたが、ごく一部でござ
いました。よりよく協議を進めるためには過半数が良いのではない
かということで協議をさせていただきました。

松田課長：今のことと関連したことですが、新しく再編準備委員会委員とな
っていただく方々は、前回の再編準備検討委員会と同じメンバーで
行われております。

内村委員長：今、説明がありましたように、委員については引き続き同じメン
バーで行うということでした。

比良委員：次の会の時に、勝手に教育委員会が決定したというような意見が
出る可能性もあるのではないのでしょうか。

松田課長：比良委員のおっしゃったことも想定されることだと思われ
ますが、スクールバスの件や、制服のことや学校跡地のことになってまい
ります。その中身を考えますと過半数で決しても良いのではないかと
説明を行いたいと思います。

内村委員長：他ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第21号日置市日吉地域小学校再
編準備委員会設置要綱の制定については、可決いたしました。

【議案第 21 号 可決】

議案第 22 号 日置市立小中学校事務支援室運営規程の一部改正について

内村委員長：続きまして、議案第 22 号日置市立小中学校事務支援室設置要綱の一部改正について説明をお願いします。

豊永課長：議案第 22 号は、日置市立小中学校事務支援室運営規程の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由としましては、扇尾小学校の廃止に伴い規定の一部を改正したいということでございます。

69 ページをご覧ください。

各事務に関しては共同実施を行っております。例えば、拠点校として鶴丸小学校を拠点とし、連携するところで近隣の学校を入れて、事務の共同実施をすることにより、事務の効率化が図れるといったところの取り組みが支援室でございます。

日置市立日吉中学校を拠点とするところの連携校の中に、これまでは扇尾小が入っておりましたが、閉校するというところでよろしくをお願いします。

こちらは、平成 28 年 4 月 1 日から施行となります。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、説明がございましたが、何かご質問ありませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第 22 号日置市立小中学校事務支援室運営規程の一部改正については、可決いたしました。

【議案第 22 号 可決】

議案第 23 号 日置市教職員住宅管理規程の一部改正について

内村委員長：続きまして、議案第 23 号日置市教職員住宅管理規程の一部改正について説明をお願いします。

松田課長：議案第 23 号は、日置市教職員住宅管理規定の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしましては、日置市立扇尾小学校の閉校に伴い、規定の一部を改正したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 14 号の規定により提案するものでございます。75 ページをお開きください。

新旧対照表の現行でございますが、吉利小学校教頭住宅の下に、扇尾小学校長住宅、扇尾小学校教頭住宅が記載されておりますが、平成 28 年 4 月 1 日の扇尾小学校閉校によりまして、2 住宅が教職員住宅から抜けることとなります。抜けました後は一般住宅への転用を考えております。以上です。

内村委員長：ありがとうございます。

今、説明がございましたが、これについて何か質問はございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第 23 号日置市教職員住宅管理規程の一部改正については、可決いたしました。

【議案第 23 号 可決】

議案第 24 号 日置市社会教育に関する表彰について

内村委員長：最後に、議案第 24 号日置市社会教育に関する表彰について説明をお願いします。

平地課長：議案第 24 号は、平成 27 年度日置市社会教育に関する表彰について被表彰者を別紙のとおり決定するものでございます。

提案理由といたしましては、日置市社会教育に関する表彰規定第 4 条の規定により、推薦された個人または団体を審議・決定するため、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 14 号の規定により提案するものでございます。

99 ページをお開きください。

日置市社会教育に関する表彰規定を記載してございます。

80 ページをお開きください。

80 ページと 81 ページに表を掲載しております。

80 ページは個人で 1 番から 13 番までのそれぞれの方々に、推薦書を掲載しております。81 ページが 14 番から 17 番までの 4 団体に推薦書を掲載しております。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

これは、表彰式などはあるのでしょうか。

平地課長：市の生涯学習推進大会の中で表彰を行っていきます。

内村委員長：日程はどうなっているのでしょうか。

平地課長：12 月 5 日（土）に、生涯学習推進大会を予定しております。

内村委員長：他にご質問はございませんか。

（異議なし）

内村委員長：異議がないようですので、議案第 24 号日置市社会教育に関する表彰については、可決いたしました。

【議案第 24 号 可決】


5 その他

（事務局より行事説明等）

6 閉会

内村委員長：以上を持ちまして、平成 27 年度 10 月の定例教育委員会を終了します。お疲れさまでした。

終了

署名委員 比良信幸 

署名委員 折田智子 